



会社設立の全体像が一目でわかる！

会社設立の 完全ガイドブック



INDEX

1. はじめに
2. 会社設立の全体像
3. 会社形態の選び方
4. 会社設立に関する決定事項の考え方
5. 設立にかかる費用と期間
6. 設立後に必要な税務・労務の手続き
7. よくある失敗と注意点
8. 専門家に依頼するメリット
9. 弊社のご案内

電話無料相談

0120-291-244

(9時～21時)

LINE 無料相談



1. はじめに

会社を設立したいけれど「手続きが複雑そう」「自分でできるのか、専門家に任せるべきなのか」とお悩みの方は多いのではないのでしょうか。本ガイドは、会社設立を検討している方に向けて、会社設立の基礎知識から具体的な手続きの流れ、費用や注意点までを網羅的に整理したものです。

会社設立に向かって情報収集を始めた方が、最初に読んで全体像を把握していただく際にお役に立てれば幸いです。

2. 会社設立の全体像

個人事業主との違い

個人事業主

開業届を出せばすぐに事業開始可能。手続きは簡単だが、信用力や節税面で限界がある。税金は、1年間の儲けに対して、所得税、住民税、事業税がかかる。所得税は、儲かった利益に応じて5%～45%と段階的に上がる累進課税となっている。これ以外に、インボイスを発行する事業者や、2年前の

電話無料相談

0120-291-244
(9時～21時)

LINE 無料相談



売上高が 1,000 万円を超える人には、消費税がかかる。社会保険については、国民健康保険と国民年金に加入することになる。

法人（会社）

設立に手続きが必要だが、社会的信用度が高く、新規顧客の開拓や銀行融資、求人面にメリットがある。また個人事業主より節税の幅が広がる。税金は 1 年間の儲けに対して、法人税、法人住民税、法人事業税がかかる。法人税は中小法人の場合、1 年間の利益が 800 万円までの部分に対して 15%、800 万円を超える部分については 23.2%。これ以外に、インボイスを発行する事業者や、2 年前の売上高が 1,000 万円を超える人には、消費税がかかる。社会保険については、厚生年金保険と健康保険に加入することになる。雇用保険や労働保険は、役員は原則加入できず、従業員がいると加入することになる。

法人化のメリット・デメリット

メリット

- ・ 節税方法が個人事業主より多い（社宅や旅費日当など）

電話無料相談

0120-291-244
(9 時 ~ 21 時)

LINE 無料相談



- 信用力の向上（融資や新規取引で有利。得意先から求められることもある）
- 社会保険の適用（将来の年金の受取額が増加。人材採用に有利）
- 法人契約の生命保険を使った課税の繰り延べができる
- ビジネスの仕組みを作ることに向いており、スケールアップに繋がりやすい

デメリット

- 設立に手間と費用がかかる
- 赤字でも法人住民税が発生する（均等割。7万円程度）
- 経理・申告の手間が増える
- 役員報酬として決めた額以外は私用に使えない
- 社会保険が個人事業主より高くなる可能性が高い
- 登記簿謄本に会社や代表者の住所が記載される（一部非表示可能）

会社設立までの流れ（株式会社を自分で作る場合）

1. 設立日を決めて全体スケジュールを立てる
2. 設立要項（会社名・事業目的・資本金など）の決定
3. 会社の実印の発注

電話無料相談

0120-291-244
(9時～21時)

LINE 無料相談



4. 株主や役員になる個人の印鑑証明書の取得、実印の用意
5. 定款等の書類作成と公証役場での認証
6. 資本金の払込み
7. 登記に必要な書類作成
8. 法務局にて登記申請（設立日）
9. 設立後の届出・税務手続き

電話無料相談

0120-291-244
(9時～21時)

LINE 無料相談



3. 会社形態の選び方

株式会社と合同会社の相違点まとめ

項目	株式会社	合同会社
設立費用	約 24 万円～	約 6 万円～
信用度	高い	株式会社よりは低い
出資者の責任	出資額まで	出資額まで
税金	法人税	法人税
代表の呼称	代表取締役	代表社員
将来の株式譲渡・上場	可能	基本的に不可

判断基準の例

- 取引先や金融機関からの信用を重視 → 株式会社
- 新規開拓に信用力が必要 → 株式会社
- 人を採用するビジネス → 株式会社

電話無料相談

0120-291-244
(9 時～21 時)

LINE 無料相談



- 小規模で低コスト重視 → 合同会社
- 会社名は使わず屋号でビジネス → 合同会社

4. 会社設立に関する決定事項の考え方

株式会社の設立に関して決めないといけない事項としては、下記のようなものがあります。いずれも大事な決定事項になるため、決め方に自信がないときは専門家の無料相談を利用することも検討してください。

- **商号（会社名）**：WEB 検索をして同じ社名でどのような会社があるかを確認。商標登録されている会社名は、登記後に変更を強いられる可能性あり。
- **設立日**：会社の登記申請をする日のこと。土日祝は法務局が開いていないため申請不可。大安や天赦日、一粒万倍日等から考える人も多い。
- **本店所在地**：自宅兼用可。ただし家主の方針で、商業利用が禁止されているケースもある。バーチャルオフィスは、口座開設ができないリスクあり。



- **事業目的**：範囲が広すぎたり、すぐに開始しない許認可が必要な事業目的を入れると、銀行口座開設ができないリスクあり。狭すぎると事業拡大時に不便。
- **資本金**：1 円から可能だが、銀行口座開設や信用面を考慮すると 100 万円以上が一般的。いわゆる「見せ金」の資本金は法律違反。
- **1 株あたりの金額**：株式の 1 株あたりの金額は 1 円以上で自由に設定可能。将来の出資の受け入れや株式売買を見据えて、1 万円や 5 万円が一般的。
- **発行可能株式総数**：「1 株あたりの金額 × 発行可能株式総数」で、将来の増資がいくらまでできるかが決まる。
- **発起人**：最初に資本金を出資する人のこと。出資額に応じて、経営判断への意思決定が認められる。2 人で会社設立をする場合に、半々にする
と意思決定が滞るリスクあり。
- **役員構成**：株式会社は取締役 1 名以上、合同会社は社員 1 名以上で
OK。所得分散による節税面から、経営参加できる配偶者や家族を入れる
か検討が必要。



- **取締役会の設置**：取締役 3 名以上で設置可能。小規模会社の場合は必須ではなく、上場準備等の会社では必須。
- **会計年度**：決算期のことで「何月決算にするか」は自由に設定可能。一般的には 1 期目をできるだけ 1 年に近づける会計年度を設定することが多い。

5. 設立にかかる費用と期間

株式会社と合同会社では設立にかかる費用が異なります。それぞれ自分で設立をした場合にかかる法定費用は下記のようになります。

株式会社（自分で設立した場合）

- **定款認証**： 1 万 7,000 円～5 万 2,000 円（資本金の額等によって変動、謄本発行手数料）
- **定款印紙代**： 4 万円（電子定款なら不要）
- **登録免許税**： 15 万円～
- **法人実印代**： 1 万円程度
- **合計**： 約 22 万～27 万円

電話無料相談

0120-291-244
(9 時～21 時)

LINE 無料相談



合同会社（自分で設立した場合）

- ・ 定款認証： 0 円（不要）
- ・ 登録免許税： 6 万円～
- ・ 法人実印代： 1 万円程度

合計： 約 7 万円～

設立に要する期間の目安

スムーズに進めば、株式会社は 2～3 週間程度、合同会社は 1～2 週間程度で登記まで完了させることができます。書類の作成にどれだけかかるか、公証役場の予約が取れるか、会社のハンコ作成の時間などで変わってきます。また、登記申請をしたあとに書類の不備が見つかった場合は、その修正に追加で時間がかかることになります。会社設立を急がれる方は、書類の用意を急ぎ、登記申請までどれだけ短い時間で終われるかがポイントです。

6. 設立後に必要な税務・労務手続き

会社設立後は、すぐに税務関係や労務関係の届出をしなければなりません。

届出書は、提出する時期や提出先が異なり、また記載方法も複雑なためハード

電話無料相談

0120-291-244
(9 時～21 時)

LINE 無料相談



ルが高いです。また、届出書だけでなく、定款や登記簿謄本を添付する必要もあります。労務関係の届出書は、役員だけの会社と従業員を雇用する会社で異なります。

税務関係

- 法人設立届出書（税務署・都道府県・市区町村へ2カ月以内）
- 青色申告の承認申請書（税務署へ3カ月以内）
- 給与支払事務所等の開設届（税務署へ1カ月以内）
- 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書（税務署へ期限なし）

労務関係

- 健康保険・厚生年金保険新規適用届（年金事務所へ）
- 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届（年金事務所へ）
- 健康保険被扶養者異動届（年金事務所へ）
- 労働保険関係成立届（労働基準監督署等へ）
- 労働保険概算保険料申告書（労働基準監督署等へ）
- 雇用保険適用事業所設置届（ハローワーク）
- 雇用保険被保険者資格取得届（ハローワーク）

電話無料相談

0120-291-244
(9時～21時)

LINE 無料相談



7. よくある失敗と注意点

事業目的の設定に問題があり、銀行口座が開設できない

定款に載せる事業目的に制限はなく、表現も比較的自由度が高くなっています。しかし、口座開設の際に、銀行は定款の内容と事業実態の照合を行います。すぐに取り組まない事業が多数載っていたり、許認可が必要なビジネスで申請を行っていないものがあると、口座開設の審査が長引いたり、場合によっては口座開設を断られることもあります。

資本金を極端に少なくして、取引先の信用を得られない

資本金は法律上 1 円から可能ですが、登記簿謄本に記載されます。資本金の金額は会社の財務基盤のバロメーターとなりますので、あまりに資本金が少なすぎると取引先が事業継続に疑念を抱くことになりかねません。

設立後の税務署への届出を忘れて青色申告が使えない

会社設立後の届出書は、どこの役所からもアナウンスをしてくれません。自分で確認して提出に行く必要があります。それぞれ大事な届出ですが、そ



の中でも税務署に提出する「青色申告の承認申請書」は最重要です。期限内に提出をしないと青色申告を認めてもらえず、税金面で損をします。

役員報酬を適当に設定して節税に失敗

会社設立後に最初に訪れる重要な税金のイベントは、役員報酬の設定です。役員報酬は設立から3カ月以内に決定し、毎月その金額を支払わなければなりません。もし途中で変更すると、差額分が法人税の損金にならなくなります。また3カ月以内に設定し忘れると、0円に設定したとして1期目の役員報酬が取れなくなります。役員報酬は、法人の節税面でも大事な要素で、いくらに設定すべきかは所得税や法人税をシミュレーションして決定する必要があります。

住宅ローンを組めなくなる

サラリーマンが脱サラして起業した場合、住宅ローンを組むことが難しくなります。これは会社設立に限らず個人事業主の場合でも同様です。起業から3年程度は、住宅ローンの審査が通らず、それ以降もサラリーマンより厳しい査定となりますので、住宅購入を検討されている方は、勤務期間中に住宅ローンを組んでおくことをおすすめします。

電話無料相談

0120-291-244
(9時～21時)

LINE 無料相談



保育園の保育料が上がる

保育園の保育料は、市町村や子供の数、世帯の所得などによって決まります。前述のように、会社設立をすると役員報酬を自分で決定することになります。強気に設定しすぎると、世帯の所得が上がってしまい保育園の保育料が上がる事態を招きます。役員報酬は1年間は変更できませんので、保育料も考慮して決定してください。

銀行通帳の作成にかかる時間を考慮していない

会社の登記が完了してすぐに銀行通帳ができるわけではありません。銀行口座の開設には法人の登記簿謄本や印鑑証明書が必要で、これらの書類は登記完了から1～2週間程度で発行可能になります。また、申込みのあと、銀行によっては2週間～1カ月程度の審査の時間がかかります。結果的には、会社の登記申請から銀行口座開設まで1～2カ月程度がかかることになります。

社会保険の負担を軽視してしまう

会社設立後の税金の負担については意識される方が多いですが、社会保険は抜けがちです。しかし、実際には税金の負担より社会保険の負担に苦しむ



起業家のほうが圧倒的に多くなっています。社会保険は「労使折半」がルールですが、起業家にとっては会社負担も自分が負担することと実質同じです。額面金額の 28.21%（40 歳以上は 29.8%）が毎月引き落とされることになります。

役員報酬 30 万円：

毎月の引落額 8 万 4,630 円（40 歳以上は 8 万 9,400 円）

役員報酬 50 万円：

毎月の引落額 14 万 1,050 円（40 歳以上は 14 万 9,000 円）

8. 専門家に依頼するメリット

会社設立から設立後の届出や税金、社会保険のサポートまで、専門家に任せることでどのようなメリットがあるかをご説明させていただきます。

手続きが正確かつスピーディー

会社をクラウドサービスなどで作る方も増加していますが、やはり法律の専門知識は必要になります。専門家に任せることで、ミスなく、設立までの時間も短縮することが可能です。弊社であれば最短 1～2 日、通常 5 営業日で登記申請まで完了させることが可能です。また、定款をスムーズに作成で

電話無料相談

0120-291-244
(9 時～21 時)

LINE 無料相談



きたり登記申請の不備のリスクを回避できたりすることも専門家に依頼するメリットです。

設立後の会計・税務サポートまで一貫対応

会社設立後の税金や社会保険の手続きをすべて1人で行うことはハードルが高いと言わざるを得ません。各役所への届出、会計ソフトの導入、役員報酬の設定、経費になるかどうかの判断、節税、銀行融資の申込みなど、1期目は特に税務に関するイベントが多くなっています。こういった税務の相談を設立段階から一緒に相談できることは大きなメリットになります。

個人事業か会社設立かの相談ができる

会社設立のほうがいいのか、個人事業でスタートするほうがいいのか。この決定は税金、社会保険、融資、信頼性、事業規模などから総合的に判断しなければなりません。専門家に相談する内容の中でも、これらは最も大事な相談事項です。多くの視点からアドバイスをもらってご自身の判断を確かなものにするために専門家を利用してください。

株式会社か合同会社か、資本金はいくらがいいかなどの相談ができる

電話無料相談

0120-291-244
(9時～21時)

LINE 無料相談



株式会社と合同会社のどちらが自分には最適か、資本金はいくらにすればよいか、役員や株主の構成はどうするかといった会社設立に関する決定事項について専門家の意見を聞けば、安心して設立手続きを進めることができます。

許認可の申請も同時に依頼できる

建設業許可や介護事業の許認可、運輸業、古物商など、許認可がないとビジネスをスタートできない業種があります。会社設立後にスムーズにビジネスを開始できるように、設立準備段階から相談しておくことが大事です。

創業融資の相談ができる

日本政策金融公庫や保証協会の創業融資は、創業時の資金繰りに不安がある方にとって大きな支えになります。税理士は融資の事業計画書や申込書の書き方などのノウハウを持っていますので、融資をスムーズに進めるために積極的に相談してください。

補助金や助成金の申請支援も可能

会社設立直後に取得が可能な補助金や助成金は、返済の義務がなく、取得するかどうかで資金繰りが大きく変わります。ですが、申込期間が短かっ

電話無料相談

0120-291-244
(9時～21時)

LINE 無料相談



たり、採択のあとでお金を使い、入金がその後になる等の留意点もたくさんあります。自分が利用できる可能性がある補助金や助成金にはどういったものがあるかを確認し、積極的に活用しましょう。

9. 弊社のご案内

会社設立はゴールではなく、事業をスタートさせる第一歩です。弊社は、起業家の皆さまを支援して20年以上、全国最大規模の税理士法人です。起業家の皆さまが、設立後に本業に集中し、ビジネスを軌道の乗せていくために、全力でサポートをさせていただきます。

無料相談のご案内

0120-291-244

(9時～21時、土日祝対応可能)

簡単な相談は電話だけで完結できます。対面での無料相談は、当日（翌日）地王可能です。LINEでも無料相談ができます。

電話無料相談

0120-291-244
(9時～21時)

LINE 無料相談



LINE 無料相談は下記の QR コードから！



ベンチャーサポート税理士法人の特徴

- 日本最大級の起業家支援に強い税理士法人
- 税理士、行政書士、司法書士、弁護士、社労士等すべてそろう
- 税理士契約とセットで会社設立は手数料 0 円（契約期間の縛りなし）
- さらに、税理士費用から 10 万円の特別値引きあり
- 無料相談は即日（翌日）実施可能
- 会社設立後の融資や助成金、経理立ち上げ、節税、財務分析まですべてサポート
- 話しやすい 30 代の若い専門家も多数在籍
- 税理士費用は、お客さまのニーズに合わせて月額 9,600 円～

電話無料相談

0120-291-244
(9 時～21 時)

LINE 無料相談



会社概要

会社名：ベンチャーサポート税理士法人

創立：2003 年 8 月 1 日

グループ従業員数：1,500 名

税理士顧問契約数：1 万 3,000 社

オフィス所在地

【東京／渋谷オフィス】

東京都渋谷区渋谷 1-15-21 ポーラ渋谷ビル 8 階

TEL：03-5468-0823

【東京／渋谷グロースオフィス】

東京都渋谷区渋谷 3-28-15 渋谷 S.野口 Bldg.2 階

TEL：03-6450-5088

【東京／新宿オフィス】

東京都新宿区西新宿 1-22-2 新宿サンエービル 6 階

TEL：03-6388-0811

【東京／新宿グロースオフィス】

東京都新宿区新宿 3-1-24 京王新宿三丁目ビル 6 階

電話無料相談

0120-291-244
(9 時～21 時)

LINE 無料相談



TEL : 03-6384-1311

【東京／日本橋オフィス】

東京都中央区日本橋 3-12-1 第 1 三木ビル 6 階

TEL : 03-6265-1681

【東京／池袋オフィス】

東京都豊島区西池袋 1-21-7 住友不動産池袋西口ビ 9 階

TEL : 03-5904-8139

【東京／恵比寿オフィス】

東京都渋谷区恵比寿 1-20-22 恵比寿三富ビル 5 階

TEL : 03-6450-3242

【東京／銀座ファーストオフィス】

東京都中央区銀座 1-10-6 銀座ファーストビル 4 階

TEL : 03-6263-2200

【横浜／S Tビルオフィス】

神奈川県横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 S T ビル 1 階

TEL : 045-620-0217

【横浜／コンカードオフィス】

神奈川県横浜市神奈川区金港町 3-1 コンカード横浜 3 階

電話無料相談

LINE 無料相談

0120-291-244
(9 時 ~ 21 時)



TEL : 045-594-8670

【名古屋オフィス】

愛知県名古屋市中村区名駅 4-26-25 メイフィス名駅ビル 12 階

TEL : 052-589-6878

【大阪／大阪駅前第三ビルオフィス】

大阪府大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第 3 ビル 25 階

TEL : 06-4797-0101

【大阪／阪急梅田オフィス】

大阪府大阪市北区茶屋町 1-27 ABC-MART 梅田ビル 10 階

TEL : 06-6485-0456

【大阪／難波オフィス】

大阪府大阪市中央区難波 4-4-4 難波御堂筋センタービル 7 階

TEL : 06-6648-9090

【福岡オフィス】

福岡県福岡市中央区天神 4-3-30 天神ビル新館 8 階

TEL : 092-717-6671

【仙台オフィス】

宮城県仙台市青葉区中央 4-6-1 SS30 ビル 27 階

電話無料相談

LINE 無料相談

0120-291-244
(9 時 ~ 21 時)



TEL : 022-281-9233

グループ会社

VSG 相続税理士法人

ベンチャーサポート社会保険労務士法人

VSG 弁護士法人

VSG 司法書士法人

VSG 行政書士法人

VSG 不動産株式会社

VSG 土地家屋調査士法人

ベンチャーサポートコンサルティング株式会社

VSG インシュアランス株式会社

VSG アセットマネジメント株式会社

電話無料相談

0120-291-244
(9時～21時)

LINE 無料相談

